

告示

埼玉県告示第千二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

草加市柿木町及び千足の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市整備部都市計画課、八潮市都市デザイン部都市計画課、三郷市まちづくり推進部都市デザイン課、越谷市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十一月十七日から平成二十九年十二月一日まで